

○福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程の運用について（概要）
（平成13年福岡県警察本部内訓第49号）

この内訓は、福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程（昭和33年福岡県警察本部訓令第12号）の規定に基づき、規程の運用について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 懲戒の取扱い
- 懲戒審査委員会
- 委員会の組織
- 除斥
- 規律違反
- 規律違反の調査
- 所属長の責務
- 首席監察官等の責務等
- 審査の要求
- 勤務に関する指示等
- 審査及び審査の条件
- 口頭審査
- 持ち回り審査
- 委員会の答申
- 懲戒処分
- 懲戒の手續に係る書面
- 停職者に対する措置
- 本部長訓戒等

などの項目からなっている。